

令和6年3月21日

一宮市病院事業処務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第2号

一宮市病院事業処務規程等の一部を改正する規程

(一宮市病院事業処務規程の一部改正)

第1条 一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第2条 略 2～4 略 5 市民病院の医療技術局に第1号から第6号までに掲げる室を、木曾川市民病院の医療技術局に第1号から第3号までに掲げる室をそれぞれ置く。 (1)～(6) 略 6～8 略 第6条 略 2 病院に次の職員を置くことができる。 (1)～(3) 略 (4) 医療技術局に_____室長、主監、副室長、副室長補佐、副技師長、科長補佐、主査、主任 (5)～(10) 略 別表第2(第4条関係) 略 医療技術局 略 臨床心理室 略	(組織) 第2条 略 2～4 略 5 市民病院の医療技術局に第1号から第7号までに掲げる室を、木曾川市民病院の医療技術局に第1号から第3号までに掲げる室をそれぞれ置く。 (1)～(6) 略 (7) <u>超音波検査室</u> 6～8 略 第6条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 医療技術局に <u>副医療技術局長、室長、主監、副室長、副室長補佐、副技師長、科長補佐、主査、主任</u> (5)～(10) 略 別表第2(第4条関係) 略 医療技術局 略 臨床心理室 略 <u>超音波検査室</u> (1) <u>超音波検査及び画像処理に関すること。</u> (2) <u>超音波検査機器の管理に関すること。</u>

略	(3) <u>前2号に掲げるもののほか、超音波検査に関すること。</u> 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の職名及び補職名に関する規程の一部改正)

第2条 一宮市病院事業職員の職名及び補職名に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職名)	(補職名)
第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。	第3条 略
(1) 院長、副院長、診療局長、科部長、室部長、センター長、副センター長、医長、副医長、薬剤局長、副薬剤局長、 <u>薬剤科長、医療技術局長</u> 、技師長、副技師長、科長補佐、看護局長、看護監、副看護局長、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任	(1) 院長、副院長、診療局長、科部長、室部長、センター長、副センター長、医長、副医長、薬剤局長、副薬剤局長、 <u>薬剤科長、医療技術局長、副医療技術局長</u> 、技師長、副技師長、科長補佐、看護局長、看護監、副看護局長、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第3条 一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(管理職手当)	(管理職手当)
第4条 条例第5条第1項の管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が規程で指定するものは、次の各号の表の区分の欄に掲げる職とし、同条第2項の規程で定める管理職手当の月額は、当該職員の属する給料表の職務の級及び区分により、当該各号に定めるところによる。	第4条 略
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員	(3) 略
【別記1 参照】	【別記1 参照】
(4) 略	(4) 略

別表第4 医療職給料表等級別基準職務表 (第2条関係) ア 略 イ 医療職給料表(2) 【別記2 参照】 ウ 略	別表第4 医療職給料表等級別基準職務表 (第2条関係) ア 略 イ 略 【別記2 参照】 ウ 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

職務の級	区分	管理職手当の月額
略		
7級	薬剤局長、医療技術局長_____、技師長及びこれらの相当職	72,300円
略		

改正案

職務の級	区分	管理職手当の月額
略		
7級	薬剤局長、医療技術局長、 <u>副医療技術局長</u> 、技師長及びこれらの相当職	72,300円
略		

【別記2】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 医療技術局長の職務 2 薬剤局長の職務 3 一宮市立市民病院の副薬剤局長の職務 4 技師長 5 センター長
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	1 医療技術局長の職務 2 薬剤局長の職務

- | | |
|---|---------------------|
| 3 | 一宮市立市民病院の副薬剤局長の職務 |
| 4 | 一宮市立市民病院の副医療技術局長の職務 |
| 5 | 技師長の職務 |
| 6 | センター長の職務 |

略

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。